

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	農業振興地域整備促進対策事業						担当部	市民産業部		
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	農政課		
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	農地係		
	総合計画 分野別計画	主目的	6 産業振興		28 農業		1 効率的・安定的な農業経営の促進を図る				
		副目的									
	予算区分	款	6	項	1	目	3	大	2	中	1
	根拠法令・個別計画	農業振興地域の整備に関する法律									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	農業の健全な発展を図るため、農業振興地域の整備・保全を推進する合理的な土地利用を図る。									
	内容 (手段)	<p>◆平成24年度実施内容 農業振興地域整備計画を策定し、土地の利用目的を明確にし、農業目的以外の利用を規制し優良農地の保全に努めるため、農業協同組合役員、農業委員会委員、学識経験者、愛知県農業改良普及課職員から選出された小牧市農業振興地域整備促進協議会を設置。農用地への新規編入のほか、やむをえず農用地から除外しようとする案件等は年4回受付とし、窓口相談・申出書受付・審査業務、小牧市農業振興地域整備促進協議会の開催、議案付議し、議決後小牧市農業委員会に上申、県への同意申請や公告等を行った。</p> <p>◆24年度直接経費の内訳 9節 旅費(13千円) 11節 消耗品費(55千円) 印刷製本費(299千円)</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 9節 旅費(19千円) 11節 消耗品費(98千円) 13節 委託料(6,000千円) 農業振興地域整備計画作成業務委託 ・5年に1度の計画全体的な見直し業務。地域概要や土地利用動向、農家意向等の把握、関係機関との協議等行い、計画の素案づくりを行う。</p>									
	受益者負担	有 農業振興地域整備計画図450円/1枚									

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	569	78	368	6,117	
		正職員	従事者数	人	1.50	1.50	1.50	1.50
			人件費	千円	7,995	7,995	7,995	7,995
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	238	207	207	270
	費用合計		千円	8,802	8,280	8,570	14,382	
対前年比		%		94.0	103.5	167.8		
財源	一般財源	千円	8,800	8,275	8,563	14,371		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	2	5	7	11		

業	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	績	審議件数	件	目標	—	—	—
実績				33	17	16	
	小牧市農業振興地域整備促進協議会開催数	回	目標	—	—	—	—
			実績	5	4	4	
	成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25
			目標	—	—	—	—
	農用地除外審議面積	ha	目標	—	—	—	—
			実績	3	3	2	
			目標				
			実績				

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	優良農地を保全するため、農業振興地域整備計画によって、農用地での都市的需要の利用規制を図った。		
		事業実施における課題	土地利用規制により農用地の保全をしているが、大都市近郊である本市では都市的 土地需要は高く、農道等が整備され一団で保全されている優良農地ほど、開発の余 地がある場所として計画される傾向もある。法令上の要件を満たして申出であれば、 農用地除外を拒むことは難しく農用地面積は減少傾向にある。		
		事業を縮小・廃止したときの影響	法律や政令・省令によって定められた事務であり、休・廃止できない。		
	平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	法令により、概ね5年に1度計画の見直しを行うこととされており、1年目基礎調査、2 年目計画の公告と2か年で行われる事務で、25年度は基礎調査を業務委託して行 う。 市役所全体での図面売り上げ代等の見直しにより、農振図面を1部450円に値上げ した。		
	平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの (対象や手段を見直す場合も含む)	
		判定理由	農業振興地域整備計画に基づき、適切に土地利用が図られており、また、今後もこの 計画に基づき、継続して優良農地の保全に努める必要があることから、現状維持とし た。		
		26年度以降の改善案	食料自給率の確保のために、国や県は農用地面積の確保もしくは拡大を必要として おり、今後とも県と連携して適正な農業振興地域整備計画の運用に務める。		

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。